発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番
編集兼発行人　荒　政

三井のみ不誠意な回答

三鉱連緊急中央委員会を招集

炭労の重点ストに突入した宇部興産が二二・〇〇〇円で妥結したあと、一斉におこなわれた大手十三社の期末手当団交は、十五日一番方から突入した部分ストとその対抗手段として会社側がだしてきたロック・アウトとの激しい対決がくりひろげられているなかで、中労委のあっせんによって二二・〇〇〇円で十六日朝妥結した。

ところが三井の場合は、賃金繰りの都合で二二・〇〇〇円を一時払いすることは困難であり一〇・〇〇〇円しか支給できず、残額の支給についても金くメドがたたない。ということで会社側は支払不能を主張してきた。

三鉱連では三井鉱山が〝企業再建〟の攻撃をしかけているときでもあり、問題を重視し、一時払いを強く要求した。ところが会社側はあくまで支払不能を主張し、交渉はものわかれとなった。

三鉱連は急遽二十日に西鉱連、北三連にオルグを派遣して中央状況の報告をおこなった。オルグ報告をうけた西鉱連、北三連もおなじく支払不能は認められないという態度をあきらかにした。三鉱連は闘争態勢をかため、軍態解決をはかるため二十二日に緊急中央委員会を招集した。

三池でも別項（二・三面参照）の通り十四日から十六日朝部分ストの解除までの二晩三日を、組織の総力を結集して果敢な闘いをくりひろげた。

中労委職権斡旋に

部分ストとロック・アウトをめぐって激しい対立がつづけられていたにもかかわらず、会社側はなんらの反省をみせず、団交は再開されなかった。このような状況のなかで、十四日午後七時四十五分中労委から、軍情照取の連絡があった。

炭労は中労委の軍情照取に応じることを決定し、原委員長、古賀事務局長が中労委に軍情を説明したその席上中山中労委会長からあっせんをおこなう決意をした旨の申入れがあり、この申入れを検討した炭労戦術委員会は、あっせんに応ずる態度をきめた。

一方会社側は、中労委のあっせんに応ずるかどうかの態度がきまらないままに、十五日午前二時三十分ごろまで会議が紛糾したようであるが、ついに北炭が経協を脱退してあっせんに応じる態度をきめた。

このような軍態のなかで十五日午前二時四十分、中山会長は労資双方をよんで、十二社はあっせんをうける態度でないので職権あっせんをおこなうことをあきらかにし午前四時すぎ二二・〇〇〇円のあっせん案を提示してきた。

北炭ついに経協を脱退

炭労はただちにこれを受諾、北炭も午前四時三十分受諾したが、北炭をのぞいた大手十二社はあっせん案を受諾しなかった。

十五日一番方から北炭をのぞいて大手十二社一斉に部分ストに突入し、ロック・アウトと激しい対決がつづけられたが、炭労は十五日午後八時から戦術委員会をひらいて、中労委の職権あっせんを、北炭が経協を脱退して受諾したことなどから、炭労の要求の妥当性が客観的にみとめられ、世論も炭労の立場を支持しているにもかかわらず、大手十二社の会社側が期末手当の解決をわすれて、部分ストにたいする対策に狂奔している軍態を検討した。

その結果、戦術委員会は、軍態の早期解決をはかるため、戦術効果が最高度に発揮されているとき、部分ストを一時中止、軍態を平常にかえして二二・〇〇〇円を獲得する方針をきめ、十六日午前二時二十分〝スト中止指令〟を発した。

その後の交渉は、部分スト中の賃金問題での対立で交渉は難航した炭労は就業賃金問題の解決にあたっては、

1、労資が実力によって解決する方法。
2、政治的に解決する方法。
3、ロック・アウトの効力発効の見解による解決方法。
4、第三者の判定による方法。

などがあるが、いまただちに力関係で解決することはむづかしいので、中労委のあっせんを求めることに態度をきめた。

三井 支拂不能を主張

このようにして炭労の期末手当闘争は、部分ストとロック・アウトとの激しい対決に発展していったが、そうした激しい対立のなかで十六日朝、ついに中労委の職権あっせんによって妥結をみるにいたった。

このようにして就業賃金問題は中労委のあっせんをまつこととなり期末手当金額は二二・〇〇〇円で妥結をみるにいたったが、三井の場合は賃金繰りを理由に、二二・〇〇〇円の一括払いは困難であると支払不能を主張してきた。会社は取引銀行や関銀などに金策を願じたが、今年中には一人当り一〇・〇〇〇円しか支給できない。なお、残った金額についても支払いのメドはつかないという回答をだしてきた。

三鉱連は、三井鉱山が〝企業再建〟の攻撃をしかけてきているときでもあり、問題を重視し、一括払いを要求したが、会社はあくまで支払不能を主張してまったくゆづらず、ついに交渉はまとまらなかった。

交渉が決裂したため、三鉱連としては、二十日に急遽西鉱連、北三連にオルグを派遣して中央での交渉経過を説明すると同時に軍態解決の方針を検討することになった西鉱連では二十日に緊急地闘委員会を招集、オルグの報告をうけ、今後の闘争方針を検討した。

その結果、支払不能を主張している会社の態度は、中労委あっせんによる妥結額二二・〇〇〇を一方的にふみにじったものであり、組合としては諒解できないことをあきらかにした。また北三連でも同じく支払不能は認められないという態度をきめた。

三鉱連は、このような西鉱連、北三連の意見を聴取した結果、企業再建の攻撃につながる期末手当支払不能をみとめず、三鉱連全六山の意志を統一して闘う方針をあきらかにするため、二十二日三鉱連緊急中央委員会を招集することになった。

なお杵島の場合も年内に一六・〇〇〇円、残額を来年三回にわけて支払う分割払いが提案されている。

前進　期末手当は再建策につながっている

炭労の期末手当闘争は去る十八日、中山中労委会長のあっせん案を労資双方受諾し、一応の終止符をうった。そのご、細部協定について各社ごとに一斉に交渉に入り三井と杵島を除く各社は円満に妥結し、大体各社とも二十五日から二十八日ごろを中心に支払われることになった。

三井と杵島の場合は会社から分割払いが提案され、これをめぐって鋭く対立している状態である。杵島の場合は年内に一万六千円、残額の六千円は明年三、四、五の三カ月の分割払いとの提案がされている。ところが、三鉱連の場合は十八、十九日と夜を徹して交渉で炭労は、それ迄での重点スト方針を変更して戦術を強化、十五日一番方から大手十三社一斉に部分スト決行を指令した。

この指令によって大手十三社は一斉に十五日一番方から部分ストに突入し、会社側のロック・アウトをはねのけて、炭労を強行し部分ストを決行した。

三池でも別項（二・三面参照）の通り十四日から十六日朝部分ストの解除までの二晩三日を、組織の総力を結集して果敢な闘いをくりひろげた。

中労委職権斡旋に

部分ストとロック・アウトをめぐって激しい対立がつづけられていたにもかかわらず、会社側はなんらの反省をみせず、団交は再開されなかった。このような状況のなかで、十四日午後七時四十五分中労委から、軍情照取の連絡があった。

炭労は中労委の軍情照取に応じることを決定し、原委員長、古賀事務局長が中労委に軍情を説明したその席上中山中労委会長からあっせんをおこなう決意をした旨の申入れがあり、この申入れを検討した炭労戦術委員会は、あっせんに応ずる態度をきめた。

一方会社側は、中労委のあっせんに応ずるかどうかの態度がきまらないままに、十五日午前二時三十分ごろまで会議が紛糾したようであるが、ついに北炭が経協を脱退してあっせんに応じる態度をきめた。

このような軍態のなかで十五日午前二時四十分、中山会長は労資双方をよんで、十二社はあっせんをうける態度でないので職権あっせんをおこなうことをあきらかにし午前四時すぎ二二・〇〇〇円のあっせん案を提示してきた。

北炭ついに経協を脱退

炭労はただちにこれを受諾、北炭も午前四時三十分受諾したが、北炭をのぞいた大手十二社はあっせん案を受諾しなかった。

十五日一番方から北炭をのぞいて大手十二社一斉に部分ストに突入し、ロック・アウトと激しい対決がつづけられたが、炭労は十五日午後八時から戦術委員会をひらいて、中労委の職権あっせんを、北炭が経協を脱退して受諾したことなどから、炭労の要求の妥当性が客観的にみとめられ、世論も炭労の立場を支持しているにもかかわらず、大手十二社の会社側が期末手当の解決をわすれて、部分ストにたいする対策に狂奔している軍態を検討した。

その結果、戦術委員会は、軍態の早期解決をはかるため、戦術効果が最高度に発揮されているとき、部分ストを一時中止、軍態を平常にかえして二二・〇〇〇円を獲得する方針をきめ、十六日午前二時二十分〝スト中止指令〟を発した。

その後の交渉は、部分スト中の賃金問題での対立で交渉は難航した炭労は就業賃金問題の解決にあたっては、

1、労資が実力によって解決する方法。
2、政治的に解決する方法。
3、ロック・アウトの効力発効の見解による解決方法。
4、第三者の判定による方法。

などがあるが、いまただちに力関係で解決することはむづかしいので、中労委のあっせんを求めることに態度をきめた。

三井 支拂不能を主張

このようにして炭労の期末手当闘争は、部分ストとロック・アウトとの激しい対決に発展していったが、そうした激しい対立のなかで十六日朝、ついに中労委の職権あっせんによって妥結をみるにいたった。

このようにして就業賃金問題は中労委のあっせんをまつこととなり期末手当金額は二二・〇〇〇円で妥結をみるにいたったが、三井の場合は賃金繰りを理由に、二二・〇〇〇円の一括払いは困難であると支払不能を主張してきた。会社は取引銀行や関銀などに金策を願じたが、今年中には一人当り一〇・〇〇〇円しか支給できない。なお、残った金額についても支払いのメドはつかないという回答をだしてきた。

三鉱連は、三井鉱山が〝企業再建〟の攻撃をしかけてきているときでもあり、問題を重視し、一括払いを要求したが、会社はあくまで支払不能を主張してゆづらず、ついに交渉はまとまらなかった。

交渉が決裂したため、三鉱連としては、二十日に急遽西鉱連、北三連にオルグを派遣して中央での交渉経過を説明すると同時に軍態解決の方針を検討することになった西鉱連では二十日に緊急地闘委員会を招集、オルグの報告をうけ、今後の闘争方針を検討した。

その結果、支払不能を主張している会社の態度は、中労委あっせんによる妥結額二二・〇〇〇を一方的にふみにじったものであり、組合としては諒解できないことをあきらかにした。また北三連でも同じく支払不能は認められないという態度をきめた。

三鉱連は、このような西鉱連、北三連の意見を聴取した結果、企業再建の攻撃につながる期末手当支払不能をみとめず、三鉱連全六山の意志を統一して闘う方針をあきらかにするため、二十二日三鉱連緊急中央委員会を招集することになった。

なお杵島の場合も年内に一六・〇〇〇円、残額を来年三回にわけて支払う分割払いが提案されている態度をきめた。

ヤマは あたしたちのもの

冬の日中に　なつかしい思出のように
枯草のにおいが　ただよっている。日
なたは　やさしく　人の子の　夢をあ
たためる。いまのいま　火のつくよう
な　たたかいのきびしさを　ついわす
れさせる。

あ　きた　きた　父ちゃんだ。あたし
たちは　こんなに心配してるのに　な
んと　たしかな　あのあるきかた。

顔に　あかるい灯がともる。確信があ
らわれる。ほんとだ　会社がなにさ
ヤマを生かしてるのは　あたしたちだ
もの　あたしたちの力で　ヤマはまも
るさ。

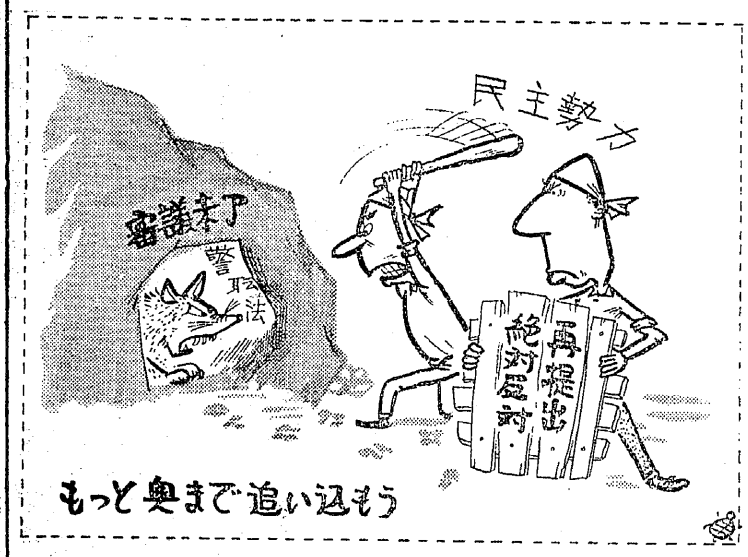

就労問題で臨休続く

中屋オルグの王子ルポ

王子製紙春日井支部に炭労オルグとして派遣されている中屋オルグ（宮浦支部教宣部員）は、中労委あっせん案受諾後、就労をめぐる会社、組合の対立について、つぎのようなルポをおくってきた。

× × ×

王子闘争も、中労委の斡旋によって百四十四日ぶりにストライキを中止することになりました。

十一月二十一日中山あっせんで急転直下解決するとおもわれたこの闘争も、中労委があっせんの精神とした「平和裡に問題の解決をおこなう」ということすらぜんぜん会社は耳を傾けず、なんら問題の解決はおこなわれずふたたび十二月六日中労委の勧告をうけるにいたった。この勧告は六、七、八の三日間に自主交渉で誠意をもって解決をはかれ、もし話し合いがつかない場合は仲裁をおこなうのでその内容について労使とも異議を唱えずにほしいというものでした。

労使はこの申入れをみとめて自主交渉に入ったが、会社側は内部の不統一を暴露して正常な交渉はおこなわれず、誠意のある答はでてこなかったのです。

就労で会社人事権を振廻す

例えば、労働協約で争いのあった条項は改悪の意志を変えず、就労の件についても来年三月まで四回にわけて分割就労をおこなうというものでした。この情報をきいた組合員は激怒した。年は越しても三月は過ぎてもこの条件では就労できない、ただ闘いあるのみとの空気で支配されたのです。もちろん執行部もこの条件で幕を引くわけはありません。交渉は八日おそくまでおこなわれましたが、ついにまとまらず、十二月九日午前二時にいたりつぎのような仲裁がおこなわれたのです。

労働協約の問題になった点
(1)便宜供与の項　(2)就業時間中の組合運動の項　(3)スト中の福利厚生施設使用の項　についてはこんご話し合いをつづける。就労については九日から六日間を有給休暇とし、会社は臨時休業とする。それから十日間を全操業ができるための準備作業期間とする。準備作業に出勤する人数については会社が人事権をもっているが、話し合いでおこなえ。というものでした。労使はこれをみとめ、春日井支部でも就労についての交渉がおこなわれました。しかし会社は就労については人事権をもっているから組合と話し合う必要はない。準備作業に出る者は就業命令で指示する。その場合第二組合員を全員出勤させ、準備作業上不足する人数を第一組合員で埋めると主張してゆずらず、六日間（休業の間）つづけられた団交は一歩も前進しないままに十五日を迎えました。

真剣な討議続く

その前日十四日には全員集会をひらき、就労についての具体的な指示をおこなうことになっていました。だが交渉はそこまですすんでいなかったので、話し合いがつかない場合は強行就労するから十五日は午前六時三十分までに組合前に集合せよという口頭指示を行い当日は解散したのです。

十二月十五日いよいよ就労の第一日目を迎えました。全員六時三十分に集合したが、交渉団が六時に引上げて交渉は行詰ったままだが会社と話し合って就労式をおこなうことにした。その方法は、第一第二組合員とも八時に入構し工場長の挨拶をうけ就労式をおこなうそれが終ってから執行部は会社と引き続き就労の交渉に入り、現場は各部門（分会）ごとにわかれて職場に入り、部長にたいし職場要求を提出し話し合いをすすめる。その間就業命令が出されたら、もちろん返上し、職場の問題は解決しても、就労についての結論がでないかぎり就労はしないという方針で全員団結をしめ、部門旗（分会旗）を先頭に労働歌を高唱しながら主婦連やオルグの激励をうけて堂々と入構しました。ところが約束の時間になっても第二組合員は一人もでてこず、組合員は怒って会社に抗議をおこなった。ついに会社は謝罪し、就労式については十六日におこなうので今日は休業にいたしますということになったが、十五日の晩の交渉も進展せず、十六日も十七日も臨休になりついに交渉は中央に移された。